

幼児教育・保育の無償化制度

令和7年度 施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化制度の対象になるためには、利用開始までに「認定申請」の手続きを行う必要があります。

対象者：保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童で次の要件のいずれかを満たす方

- ①認可保育所を利用できず認可外保育施設を利用される方で、令和7年4月時点で3歳児から5歳児クラスの方 ※0歳児から2歳児クラスで住民税非課税世帯(世帯全員が非課税)の場合も対象となる場合がありますので、子ども家庭課までお問い合わせください。
- ②私立幼稚園に在籍(予定)で、私立幼稚園の預かり保育を利用される方
- ③川越幼稚園に在籍(予定)で、夏休み期間中等の就労等でひばりこども園の一時預かりを利用される方

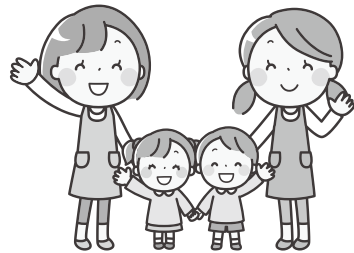
認可外保育施設等：(①と③の場合)

県に届け出された認可外保育施設や一時預かりの利用料が対象となります。
2月28日(金)までに申請をしてください。

私立幼稚園の預かり保育：(②の場合)

在籍(予定)の私立幼稚園にお問い合わせください。私立幼稚園を通じての申し込みとなります。
※既に利用予定の施設を経由して申請された場合や、令和6年度中に認定を受けている場合は、新たに申請する必要はありません。現在認定中の方には、施設を通じてか直接郵送で現況届を送付します。

問合せ先 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0



公募 川越町子ども・子育て会議委員

子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川越町子ども・子育て会議」を設置しています。委員改選に伴い、町民のみなさんのご意見を計画に反映するため、委員を公募します。子育て中の方、子育て支援を行っている方などのご応募をお待ちしております。

募集期限 3月3日(月)午後5時15分

資格要件 次の要件のすべてを満たす方

- ①令和7年1月1日現在、満18歳以上で川越町に在住し、将来にわたり町に居住予定の方
 - ②平日の会議(2時間程度)に出席できる方 ※会議は年間2回程度開催予定
 - ③子ども、子育てに関心があり、真摯に検討できる方
 - ④川越町の公職でない方
- ※以前川越町子ども・子育て会議委員をされた方も可

募集人員 1名(応募多数の場合は、応募理由等により選考します。)

任期 委嘱の日から令和9年3月31日まで

応募方法 住所、氏名、年齢、連絡先、応募理由(100字程度)を明記し、「川越町子ども・子育て会議委員募集」と書いて、子ども家庭課窓口、郵送、応募フォーム(QRコード)のいずれかで応募してください。

提出・問合せ先

〒510-8588 川越町豊田一色280番地 川越町役場子ども家庭課
TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0

応募フォーム



まだ、HPVワクチンの接種をしていない
平成9年4月2日～21年4月1日生まれの女性のみなさん

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間が延長されました

子宮頸がんワクチン、HPVワクチンのキャッチアップ対象者に、経過措置として
令和8年3月31日まで無料で接種できることとなりました。

対象者 平成9年4月2日～21年4月1日生まれで、令和4年4月1日～7年3月31日までに1回以上接種している方※令和7年4月以降に1回目の接種をした方は公費対象にはなりません

接種場所 県内医療機関

問合せ先 健康推進課 TEL 3 6 5 ・ 1 3 9 9



確定申告

町・県民税と
所得税(復興特別所得税)

会場の混雑を避けるため、定員を設けて相談を受け付けます。
相談には整理券が必要です。整理券をお持ちでない方は相談できませんのでご注意ください。



オンライン予約



開設期間 2月3日(月)～3月14日(金) ※土・日曜日、祝日は除く

還付以外の申告の方は、2月17日(月)から申告を受け付けます。

受付時間 午前の部 8時40分～11時30分 午後の部 1時30分～4時30分
※午前11時30分～午後1時30分は閉場 ※3月14日(金)は午前の部のみ

申告会場 役場2階 第203会議室

定員 1日38名 午前の部：整理券 各日20名
午後の部：オンライン予約 各日18名(午後1時30分から30分ごとに3名)
※午後の部はオンライン予約のみで、電話予約は受け付けておりません。

整理券 受付当日午前8時30分から配付整理券1枚につき2名分(本人+家族1名)まで

オンライン予約締切

相談日の前々日(2月7日であれば2月5日まで予約可能)
1人の申告につき1件の予約をしてください。

■申告に必要なもの

- (1)申告者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)
- (2)申告者の身元確認書類(免許証等)
- (3)過去にe-Taxで提出したことがある方は「利用者識別番号」の分かるもの
- (4)その他下記①～⑨に該当する方は、各欄に記載の書類

①事業所得、不動産所得がある方	総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書
②報酬・配当所得がある方	それぞれの支払明細書等
③給与所得・各種年金所得等がある方	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする方	証明書や領収書等、令和6年中の支払いを確認できるもの
⑤生命保険料・地震保険料控除を受けようとする方	生命保険・損害保険会社等から発行された証明書
⑥障害者控除を受けようとする方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の方で障害者に準ずるとして福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」等
⑦寄附金控除を受けようとする方	寄附先からの寄附金の受領証等
⑧医療費控除を受けようとする方 ※セルフメディケーション税制とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・医療費控除の明細書(受診者・病院ごとに分けて合計金額を記載したもの) ・医療費通知 ・医療費を補填された金額の分かるもの
⑨セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けようとする方 ※医療費控除とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・セルフメディケーション税制の明細書(薬局などの支払先ごとに合計金額を記載したもの) ・健康の保持増進のために一定の取組みを行ったことを証明する書類

- ・資産や株式の譲渡所得がある方や青色申告の方、インボイス発行事業者の方は受け付けできません。ユマニテクプラザ3階所得税確定申告会場でご相談ください。
- ・会場では、町職員が確定申告書の作成を補助します。申告書や添付資料の準備や作成、内容をご自身で責任を持って確認してください。
- ・申告期限間近は、資料等の不足があった場合、申告書を返却することがあります。
- ・ご自身で作成・印刷した確定申告書は、郵送等により税務署へ提出してください。(上記開設期間内であれば役場税務課窓口へ提出できます。)

ふるさと納税の申告漏れにご注意ください

「医療費控除の適用を受ける場合等で確定申告を行う方」や「ふるさと納税の寄附先が6団体以上の方」は、申告特例(ワンストップ特例)の申請を行った場合であっても、特例が適用されなくなりますので、すべてのふるさと納税を所得税の確定申告で申告してください。

問合せ先 税務課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 4